



司法支援建築会議会報

AIJ Council for Judicial Support

No.14
2015.09

司法支援建築会議の活動



司法支援建築会議
運営委員長
上谷宏二

2000年に司法支援建築会議が発足してから14年となりますが、その間組織も活動も充実し、今では学会の社会貢献の大きな柱として高い評価を得ています。また、日本建築学会の司法支援建築会議は、学術・技術を基盤とし、社会に対して公正無私の中立的立場を貫くことにより「司法」からの厚い信頼を得ております。これも本会議会員の皆さまの多大な努力によるものであり、改めて高い敬意と御礼を申し上げます。

近年、建築を巡る社会の変化は激しいものがあります。阪神・淡路大震災に続く東日本大震災では未曾有の被害をもたらしました。これによって人々の耐震性に対する意識も大きく変化しています。建物の構造も様々な新しい技術が取り入れられ、変化のテンポはますます速くなっているように見えます。このように、社会や技術の変化につれて建築に関わる紛争の種類や性質も変化し、司法支援建築会議に対しても新たな役割が求められます。

現在直面している主な課題には次のようなものがあり、今後はこれらの課題を軸として活発な活動を展開していく予定です。

- 1) 司法支援建築会議会員の若返りと活動の活性化
- 2) 支部設立の促進
- 3) ADRへの関与の拡充
- 4) より的確な専門的知見の提供

2014年度の司法支援建築会議の組織と活動を次に紹介いたします。本会議は運営委員会のもとに三つの部会と三つの小委員会を擁して活動しました。運営委員会は主として司法支援建築会議の活動全般の企画・運営を行いました。支援部会（部会長：坂本功）、調査研究部会（部会長：後藤伸一）、普及・交流部会（部会長：安達俊夫）、修補工事費見積り検討小委員会（主査：池永博威）、集合住宅の音環境を巡る建築紛争編集小委員会（主査：

井上勝夫）、建築紛争にならないための設計実務教科書編集小委員会（主査：仙田満）は本会議の目的とする具体的な事業をそれぞれ実施してきました。以下にこの1年間の本会議の主な事業を報告します。

1. 支部組織の整備

司法支援建築会議の支部は現在北海道支部、東海支部、近畿支部が設置されています。支部活動の活性化により地方における司法支援活動の活性化、地方裁判所と本会議会員との交流、学会本部と地方との連携が一層促進されると期待されます。

2. 裁判所等との情報交換

最高裁建築関係訴訟委員会が2015年3月23日に開催され、私から本会議の最近の活動を紹介するとともに、近時の建築関係訴訟に関する統計報告および司法支援建築会議への鑑定人、専門委員等の推薦依頼の実績、最高裁民事局の施策等の懇談がなされました。

3. 裁判所等への支援

支援部会では、最高裁民事局を通じて地方裁判所に鑑定人候補者（水戸地裁龍ヶ崎支部（1名）、松山地裁（1名）、千葉地裁木更津支部（1名）、民事調停委員候補者（東京地裁20名、大阪地裁1名）を推薦しました。普及・交流部会では地方裁判所からの依頼により講演会講師（東京地裁（2名）、さいたま地裁（2名））を推薦しました。

4. 調査研究活動

調査研究部会では、昨年に引き続き「設計者の説明責任義務」を検討しました。また修補工事費見積り検討小委員会では「修補工事費見積り方法の検討報告書」の完成に向けてまとめの作業を進めています。

5. 本会議会員等への情報発信・啓発活動

調査研究部会では、最高裁民事局と「鑑定・調停等実績報告書データベース」の鑑定・調停等実績報告書の記載書式の見直しを行うとともに、事件が特定されないような記載例の作成をいたしました。旧書式によるデータベースは公開せず、内部利用に限ることにいたしました。なお新書式によるデータベースは本会議会員限定で公開することにしました。普及・交流部会では、第15回司法支援建築会議講演会「集合住宅の“音”を巡る紛争の実態と対応」（12月、参加者176名）開催しました。また司法支援建築会議会報（13号）を8月に刊行しました。集合住宅の音環境を巡る建築紛争編集小委員会では

「集合住宅の音環境に係わる建築紛争と対策」の出版準備（2016年2月刊行予定）を進めています。建築紛争にならないための設計実務教科書編集小委員会では、「建築紛争に学ぶ設計実務」の出版準備を進めるとともに、建築紛争にならないための設計実務シンポジウム（10月、参加者72名）を開催しました。

6. 支部地域の会員との交流

本会議近畿支部と普及・交流部会では、地域における建築紛争の諸課題の検討や地域の会議会員との交流を目的とした学会大会関連行事第6回建築紛争フォーラム「集合住宅・戸建住宅等の建築紛争の現状と課題」を9月に神戸市で開催しました（参加者130名）。

7. 登録会員数 363名（2015年1月）

（摂南大学教授・京都大学名誉教授）

2014年度会議支部活動報告

○北海道支部

井野 智

支部設立2年目となる北海道支部の活動状況は次の通り。

1. 調停委員等候補者の推薦 調停委員候補者3名を推薦、新たに司法支援建築会議メンバー3名が専門委員となった。

2. 裁判所との情報交換 平成12年以来続けてきた札幌地裁との懇談会（平成26年度から「建築関係訴訟連絡協議会」）第40、41、42回を実施した。

① 調停委員の講演「思いがけない凍上・凍害（佐藤民佳）」「分かりにくい内部結露（天崎正博）」（出席41名）、② 協議問題「法的不適合と構造等の安全の境界について」「情報セキュリティポリシーの改定の要点」（出席39名）、③ 裁判官安江一平の講演「民法（債権関係）の改正に関する要綱案建築訴訟の諸問題（平成26年度司法研修所民事実務研究会〈建築〉の概要報告）」（出席45名）

3. 建築紛争情報の調査・研究とその成果の普及・啓発 次の活動を行った。

① 「北海道特有の建築不具合事象に関する知見の歴史について」調査・研究資料約120件を収集した。② 北海道建築技術協会と共催し講演会「瑕疵の無い建物造りを目指して」を実施、支部推薦の長谷川恭弘（地裁判事）、平井保則（調停委員）両氏がそれぞれ「建築紛争と民事裁判」「札幌における建築紛争の状況」と題する講演を行った（参加120名）。

（日本建築学会司法支援建築会議北海道支部運営委員長／北海道大学・北海道情報大学名誉教授）

○東海支部

小野徹郎

名古屋地裁と研究会（3回）、協議会（1回）を開催し意見交換した。以下、概要を記す。

*平成26年2月25日（火）午後6時～8時

第7回建築関係研究会

参加人数 36名（建築専門家16名、裁判官15名、書記官5名）

協議テーマ

「不同沈下の判断基準と対処方法について」

「RC構造建物の瑕疵判断基準と改修方法等について」

「明渡訴訟における賃貸建物の耐震判断結果の取扱い」など

*平成26年6月25日（水）午後6時～8時

第8回建築関係研究会

講師 山田 和夫（愛知工業大学教授）

講演題目「コンクリート構造物のひび割れとその対策」

参加人数 33名（建築専門家18名、裁判官11名、書記官4名）

協議テーマ

「RC構造建物の瑕疵判断基準と改修方法等について」など

*平成27年3月12日（木）午後6時～8時

第9回建築関係研究会

講師 勅使川原 正臣（名古屋大学大学院教授）

講演題目「鉄筋コンクリート造建物の耐震診断の概要（診断基準の判定値と地震被害の関係）」

参加人数 31名（建築専門家16名、裁判官11名、書記官4名）

協議テーマ

「鉄筋コンクリートの耐震診断の状況」など

*平成26年10月22日（水）午後2時～5時、

懇親会午後6時～

第5回建築関係協議会

講師 成瀬 治興（愛知工業大学名誉教授）

講演テーマ「騒音・振動の苦情件数の推移と法規制及び予測手法」

参加人数 37名（建築専門家14名、裁判官12名、書記官11名）

協議テーマ

「建築事件の審理における建築学会の研究者の関与のあり方」「断熱性に優れた住宅」など

（日本建築学会司法支援建築会議東海北陸支部運営委員長／名古屋工業大学名誉教授）

○近畿支部

鈴木計夫

1. 調停委員・鑑定人・専門委員等候補者、講演会講師推薦

司法支援建築会議本部より依頼の“功労者表彰”候補者の支部からの推薦について、幹事会で審議した結果、業績、年齢等も考慮して支部幹事の「勝丸文彦氏」を推薦することにした。（後日、同氏が同功労者として表彰されたことが分かった）

2. 裁判所等との情報交換

特になし

3. 裁判例等の建築紛争情報の調査・研究とその成果の普及・啓発

(1) 調査・研究：特になし

(2) 普及・啓発

1) 学会年次大会が神戸大学で開催されたのに応じて、第6回建築紛争フォーラムが神戸市内で開催された。題目は「集合住宅・戸建住宅等の建築紛争の現状と課題」であったが、134名の参加者があり、有益な講演・討論会であったといえる。

2) 大阪地裁の建築関係担当部である第10民事部の判事4氏と京都地裁所長が中心になって出版した「建築訴訟：青林書院（約470頁）27年3月」の第3部：座談会（建築訴訟における専門的知見の活用について）において、当近畿支部の南勝喜幹事が建築4人のうちの1人に選ばれた。

本書は、建築の事情、技術等に詳しい第10民事部の作といえるが、内容はかなり詳細に記述されており、大いに参考になる。

3) 大阪開催の第16回「建築紛争の現状と課題」講演会は、平成27年12月3日に行うこととした。

4. 会議支部の運営上の課題への取り組み

特になし

5. 支部会員数

45名（2015年8月現在）

6. その他

司法支援建築会議からの通達：“本会議会員は私的鑑定・意見書には関われない。もし関わる場合は、原則として本会議会員の資格を失い、退会する必要がある。”

これに対して、近畿支部の幹事会を開催して検討した結果、次のような意見が出された。

- ・殆どの委員がこれに該当するであろう、という結論となった。
- ・他の問題点の一つ：本会議の了解（許可）を得るために、本来秘密であるべきその紛争の内容を公にしてしまうことになる。それでよいのか。

（日本建築学会司法支援建築会議近畿支部長／
大阪大学名誉教授）

2015年司法支援建築会議全体会議

宇於崎勝也

平成27年5月8日（金）13時30分より建築会館ホールにて、司法支援建築会議の全体会議、表彰式、報告会、祝賀会が開催された。

井上勝夫運営委員会委員の司会で開始された。まず、吉野博会長より開会の挨拶があり、会議会員数が360余名となり、支部設置により組織が拡充、裁判所への支援・協力の充実、会議各支部の活動も活発に行われてい

ることが述べられた。

続いて、所用により欠席の上谷宏二運営委員長に代わり、小野徹郎前・運営委員長から司法支援建築会議の活動について報告があった。会議の設立の目的と経緯が改めて説明され、事業内容が確認された。さらに、支部の状況、鑑定人・調停委員・専門委員の推薦者数が紹介され、近年は推薦者が減ってきており、裁判所での事案が減少していることと関係していることが述べられた。また、ADRとの関係強化にふれられた。調査研究活動が進展し報告会が本日開催されること、啓発・普及活動として「調査研究部会論考集」を作成中であること、5月に講習会を実施する「建築紛争から学ぶ設計実務－負けない設計者になるために」が4月に刊行されたこと、ホームページを通じて情報提供が常に行われていることが報告された。会議は学会の社会貢献として大きな役割を果たしていることが述べられ、課題として「会議会員の若返り」「支部設立の促進」「ADRへの関与の拡充」「よりの確かな専門的知見の提供」があげられると述べられた。

次に、Ⅱ部として名誉司法会員称号贈呈式、功労者表彰式、感謝状贈呈式が行われた。小野前・運営委員長から選考理由が述べられ、表彰規定が設けられた経緯と全会議会員を対象とする選考が行われたことが報告され、あわせて感謝が述べられた。

名誉司法会員6名、功労者9名、感謝状28名が吉野会長より授与された。続けて吉野会長より感謝が述べられ、本日の受賞者は会議設立当初から貢献のある方々である旨が報告された。

山本康弘名誉司法会員より代表して感謝の挨拶があった。学会は社会貢献の中で「善」に関わる部分をもう少し進めるべきと考えていたところに会議が設立され、これまで積極的に関与してきた。会議には3つの部会があり当初ひとつの部会長を勤めたが、会議会員から専門が異なる事案を担当することもあり「虎の巻」を作った欲しいとの要望を受けて、半年ほどで「建築紛争ハンドブック」をつくり上げた。黎明期に関わってこられたことを感謝するとともに誇りに思うと述べられた。

15分の休憩ののち、修補工事見積もり検討小委員会によって、Ⅲ部「修補工事見積もり方法検討報告書」報告会が開催され、多数の関係者が聴講した。

また、16時過ぎからは本日の受賞者を囲んでの祝賀会がホール・ホワイエにて開催された。

（日本大学准教授）

修補工事費見積もり方法の検討報告書 報告会報告

岩松 準

日時：2015年5月8日（金）14：30～16：00

場所：建築会館ホール 参加者：約100名

建物の瑕疵に伴う不具合の修補費用を算出する際の指導的な役割を担う参考書を作成する委員会として「修補見積り検討小委員会」が2008年に立ち上げられてから約6年、この度、同小委員会の報告書がまとめられた。全体会議開催に合わせ、鑑定人、調停委員、専門委員として関わりを持つ司法支援建築会議会員ならびに法曹関係者を主な対象に、標記報告書の概要報告会が開催された。

「修補工事費見積り方法の検討報告書」目次 司法支援建築会議 修補工事費見積り検討小委員会	
はじめに	
第Ⅰ編	
序章	
第1章 修補費用の見積りの概要	
1.1 建築紛争における修補費用の見積り方法の基本	
1.2 修補費用の見積りの手順	
1.3 修補費用の見積りの事例	
1.4 修補費用の見積りにおける標準業務量と労務単価について	
1.5 修補費用の概算見積りについて	
1.6 修補工事費用の特性	
1.7 参考になる積算資料（主として価格刊行物）とその見方	
第2章 部分別修補工事費用の算出方法	
2.1 仮設工事の見積り	
2.2 土工事・地業工事・基礎工事に係わる補修の見積り	
2.3 躯体工事の修補の見積り	
2.4 内部仕上げ工事の修補の見積り	
2.5 防水工事の修補の見積り	
2.6 設備工事修補の見積り	
第Ⅱ編	
第3章 建築工事積算・見積りの基本事項	
3.1 積算と見積り	
3.2 工事費の構成	
3.3 数量計測	
3.4 単価	
3.5 内訳書式	
3.6 概算見積り	

序章

主査：池永博威（元・千葉工業大学）

最初に池永主査が、報告書の全体構成（上表）を示しつつ、当日の報告内容を紹介した。続いて「小委員会設立の経緯」等を説明した。また、報告書タイトルで使っている用語「修補」の意味、そして、報告書内の計算事例における単価等は最新のものではないため、適切に読み替えて使用する必要などの諸注意が述べられた。

Ⅰ編 1章「修補費用の見積り概要」

委員：山本康弘（元・東京都立大学）/岩松淳

山本委員が総論的内容を扱っている第1章1.5節までを解説した。修補費用の見積りは工事を行う「部分別」を基本に実施すること、そして、各部分は材料費、労務費、外注費、経費の4要素に分けて行うこと等の基本的な考え方を、いくつかの見積り事例に則して述べた。また、各専門工事は職人の生産性を示す「標準業務量」および「労務単価」、「材料費」を根拠に、個別工事の実際に適合させた柔軟な方法で、積み上げることが必要とした。

岩松委員は1.6、1.7節の内容として、上記の積算根拠となる具体的な資料名やその入手方法を示した。これら積算資料は小規模工事を想定しないものが多いため、その補正方法の考え方と国土交通省内規での扱い例を紹介した。また、歩掛り情報から複合単価を作成する方法

にも触れた。

Ⅰ編 2章「部分別修補工事費用の算出方法」・Ⅱ編 委員：橋本真一（建設物価調査会）

橋本委員はⅡ編とⅠ編2章を説明した。Ⅱ編には「積算・見積りの基本事項」がまとめられているが、目次項目に従って主要点を概説した。続いて2章全般で扱った各修補工事のうち、「仮設工事」「外壁工事」「設備工事」の費用算出における留意ポイントを、積算の参考資料に基づく計算例を示しつつ、具体的に解説した。

「防水工事と雨漏り」

委員：鶴田裕（元・大成建設技術研究所）

最後に鶴田委員が、工事の立場からの実務経験と関わった訴訟事例に基づいて、2.5節「防水工事」部分を詳説した。技術革新によって防水の材料や工法が多様化していること、また、報告書に示した15の修補適用仕様のうち「押さえコンクリートを下地とする場合の修補仕様」の見積り項目の例を説明した。そして、地下工事での「“大”漏水事故の撲滅」のための地下防水構法の常識について語り、報告会の締めくくりとした。

（（一財）建築コスト管理システム研究所
総括主席研究員）

第16回建築関係訴訟委員会議事要旨

日時：2015年3月23日（月）午後1時00分

会場：最高裁判所中会議室

岡田恒男（委員長）ほか9名が出席

<建築関係訴訟委員会>

統計（建築関係訴訟事件の事件動向、鑑定人候補者推薦依頼件数）、司法支援建築会議の取組について（活動状況や今後の課題等）報告、次の意見交換が行われた。

- ・司法支援建築会議では地方との連携を進めるべく支部の設立を進めており、平成24年に東海支部が、平成25年に北海道支部および近畿支部が設立された。現在九州支部の設立を進めている。東海支部においては、設立当時より裁判所との連携を図るために協議会や研究会を密に行うなどしており、有益である。
- ・ADRへの専門家推薦も行っており、近年は国土交通省建設工事紛争審査会、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会に推薦をしている。
- ・調査研究活動の一環として修補工事の見積り方法の資料作成を進めている。修補工事の見積り方法としては、材料費、労務費について、それぞれの計算方法や数値を紹介し、それとともに具体例を示している。
- ・ADRへの相談が増えてくればかなりの件数が訴訟にならないで済むと考えられ、訴訟になる前にADRで解決できるようなシステムを日本建築学会で考えていく必要がある。

- ・認定を受けた評価住宅や保険付き住宅についての紛争を扱う各弁護士会設置の「住宅紛争審査会」というADRが紛争解決機関として機能していると思われることから、司法支援建築会議において支援を検討することが考えられるのではないかと。ADRでの紛争解決機能を高めていくために、日本建築学会とADRとの結び付きを強くすることが考えられる。
- ・現在の日本の大学の設計教育では、クライアントや施工会社に対するリスク管理については教えていないところが多いため、設計実務の中で、クライアント等との信頼関係やコミュニケーションの取り方を考えていく必要がある。
- ・事前に紛争を防ぐといった「守り」の姿勢と、社会的にインパクトのある建築物を作るという建築家本来のあるべき姿とのバランスを取る必要があるのではないかと。建築家としての質を向上させながら紛争を防ぐということが重要なのではないかと。

◀ **「修補工事費見積り方法検討報告書」の概要報告** ▶

池永博威

建築紛争の中でも最も多い類型の一つに、建物などにおいて瑕疵あるいはそれに起因する不具合の修補に伴う損害賠償に係わる裁判がある。この際十分な客観的資料がないままに各人が独自の判断に基づいて修補工事費用を見積もっているのは、個人差による見積額のばらつきは大きくなる。そこで、司法支援建築会議では2008年に修補工事費見積り検討小委員会を設けて、調停委員、専門委員、鑑定人やその他の司法支援に関わる会員が瑕疵に伴う修補工事費用を算出する際の指導的な役割を担う参考書の作成に取りかかり、今春3月をもって一通り作業を終えたので、その成果について報告したものである。報告書は、第Ⅰ編「修補費用の見積り」と第Ⅱ編「積算・見積りの手引き」で構成されている。

修補に関する裁判の内容が多様であり、修補の目的、修補すべき箇所、修補の方法とその範囲、および要求される修補後の品質が判例によって大きく異なる。そこで第Ⅰ編第1章の前半で先ず建築裁判における修補工事費用の見積り方法の基本的な考え方を述べて、住宅建築で発生しやすい代表的な幾つかの不具合の事例について見積りの手順と算出方法を示した。また、これらの修補工事を別々に請け負った場合と一括して請け負った場合、あるいは精算で算出した場合と概算で算出した場合の修補工事費用を比較している。また、第1章の後半では修補工事費用の特性である小規模工事による建築工事単価が割増になる理由とその程度、歩掛りから得られる各職種の標準業務量と労務単価、歩掛り情報の意義と修補工事への適用の方法、標準歩掛りを元にした修補工事

費用の見積りの方法などについて解説して、国の公共建築積算基準の体系と国土交通省のHPから内容を見ることのできる国の積算関係資料を紹介し、市販の価格刊行物の中から参考となる積算資料を挙げてそれぞれに掲載されている単価情報とその見方を示している。

仮設工事、土工・地業工事、躯体・仕上工事、防水工事、設備工事などの修補工事費用の見積りについては、規模によってもやや事情は異なるが概して見積書に示す施工細目が複雑になり、見積りを業とする専門の第三者に見積りを依頼することが不可欠である場合も少なくない。そこで第Ⅰ編第2章ではこれらの工事についてそれぞれの訴訟事例から紛争に至った原因を分析して、不具合の代表的な修補の方法を示し、部分別修補工事費用の見積りの算出例と代表的な見積書の形式を例示した。

また、司法支援建築会議の会員のすべてが積算・見積りの基礎を知り尽くして業務に精通しているわけではない。そこで第Ⅱ編では第Ⅰ編を読んで理解が困難なときの手引きとなるように、積算基準に示された積算に関する一般的な事項や実務で用いられている運用事例などから、修補工事に関係のある工事費の構成、数量計測の方法、単価の種類、内訳書式などの基本的事項について解説を加えている。

実際の事例はいくつかの修補が絡んで複雑であるが、報告書ではできるだけ簡単な事案を仮に想定して計算例を示しておいた。また、見積りの手順をわかりやすくするために、執筆時の情報に基づき歩掛り、材料単価、労務単価、経費などの数値を便宜的に用いて参考値として示しておいた。鑑定や調停では事件時点での検証は極めて困難であり、精査を重ねたうえで当事者の主張や書証を前提にしてそれぞれの立場から判断して見積もらざるを得ない。司法支援建築会議の会員が修補工事費の見積りに係わる際に本報告書が参考書としてお役にたてば幸いである。

(修補工事費見積り検討小委員会主査
／千葉工業大学名誉教授)

◀ **司法支援の新しい連携へ** ▶

左 知子

調停に係るようになって、最も苦労したことは、事象を文章で読み解かねばならないことだった。これには随分と苦しめられたが、最近では、裁判官が調停に付される内容を読み解き、解決のポイントとして考え方を文書で付してあるので、楽をさせてもらえるようになった。ほとんどの調停は、その場で原告被告が初めて顔を合わせるのではなく、事前に評議が行われ、和解解決を望むことに合意が交わされたうえで調停に付されるので、前述の裁判官による解説文(?)があることは、以前の流れを把握し、その後の展開の効率においても重要度が大きいと思える。また、13年前の当時は、現地へ行くこ

とはなかなか機会を作ることも難しく思えたが、今はかなりの確率で現地調査に出向いている。以前は現地撮影写真の現像代を裁判所で負担できないと言われたこともあった。こうしてみると僅か10年ほどで東京地裁の体制も変わってきていることに気づかされる。

また、東京地裁22部の調停は、裁判官または調停官に、法律の専門委員と建築の専門委員が加わり、3人で調停委員会を構成し審議を進めていくのだが、当初、裁判官ももう1人の弁護士調停委員も、建築の知識については素人同様の人が多かったという記憶がある。しかし最近では、特に裁判官の建築に関する知識レベルは高くなり（私の不勉強もあるのでしょうが）、助言をしたつもりが、その助言に誤りの指摘がやんわり返ってくることもある。それに比して、原告被告に意見や報告書を提出している建築士のレベルの低さには、同じ職能人として問題を感じざるを得ない。昨年このコラムにも投稿されていたが、技術の根拠不足や、法令の読み込み不足、問題の把握不足など目に余るものがある。日本建築学会でも司法支援だけでなく、建築士支援も必要ではないかと思えるほどである。例えば日本建築家協会や日本建築士会連合会などと連携しあっての司法の場のレベルアップに寄与することも必要かもしれない。あるいは、そういった申し出を学会から、裁判所や各団体に提示していただくだけでも効果はありそうなので、本会議運営委員会でも検討していただきたいところである。

今まで10年あまり、調停のお手伝いしてきたが、最近新しい方と組んで調停委員会を構成している案件も出てきている。建築家の習性として、疑問や新しいことに興味を持つことは不可欠と言えるが、まとめていくべき筋から外れる部分に触れようとすることは調停に無駄な時間をかけ、争点を散らすことにもなるので注意が必要だと思える。建築は多種多様な事象、技術から成立しているので、話が思わぬ方向に展開していき、あっちこちとつついているうちに3年もかかって未解決ということにもなりかねない。建築士1人1人のこだわりを付合わせてしまうと、却って解決が遠くなるということである。建築専門の調停委員として活動してから、そういったことを理解習得するまでには時間がかかる。分野が近い新規の調停委員とのペアリング調停委員会は、そういう意味で進行の改善を図っているということかもしれない。

また、調停での和解は、損害賠償の額を以て幕を引くことが多いので、不具合の修補、改善策をその費用とともに提示することになる。この修補改善工事の妥当性については、新しい方法や材料がどんどん市場化され、その選択に悩むことが多い。私はネット検索やメーカーへの問い合わせによってその場の解決を得ているのだが、もし方法の選択判断をしなればいけない時に、学会の

中にサポート可能な専門家グループが控えてくれていたならどんなに心強いことかと思うのである。司法支援建築会議にランチさせる形でそのようなサポートグループのネットワークを組み込むことはできないだろうか。機会があればぜひ検討していただきたい。WEBを利用したサポートなども準備できれば、さらに全国へのサポートへと体制が広がることができるだろう。

((有)左知子建築設計室代表)

開催報告

■第6回建築紛争フォーラム

集合住宅・戸建住宅等の建築紛争の現状と課題

- ・日時：2014年9月14日（日）13：30～17：00
- ・会場：兵庫県私学会館4階大ホール

■第15回 司法支援建築会議講演会

集合住宅の“音”を巡る紛争の実態と対応

- ・日時：2014年12月8日（月）13：30～17：15
- ・会場：建築会館ホール

■平成27年度 東京地方裁判所「建築関係事件研究会」

工事監理の実際について

- ・日時：2015年7月2日（木）15：00～17：00
- ・会場：東京地裁裁判官第3研究室(14階北側・皇居側)

■第7回 建築紛争フォーラム

住宅の“防水”を巡る建築紛争の現状と課題

- ・日時：2015年9月9日（水）13：30～17：00
- ・会場：建築会館ホール

開催予告

■第16回 司法支援建築会議講演会

建築紛争の現状と課題(その4)大阪地方裁判所における建築裁判から

- ・日時：2015年12月3日（木）13：30～17：00
- ・会場：大阪科学技術センター4階401号室(大阪市西区靱本町1-8-4)
- ・詳細：近畿支部HP <http://kinki.aij.or.jp/>

■平成27年度 さいたま地方裁判所「建築訴訟ガイドス」

- (1) 施工瑕疵の捉え方及び各種瑕疵の補修方法と費用
- (2) 設計、工事監理に関する諸問題

- ・日時：2015年12月10日（木）13：30～17：00
- ・会場：さいたま地方裁判所大会議室(さいたま市浦和区高砂3-16-45)

【編集】司法支援建築会議普及・交流部会

【表紙デザイン】桑原淳司

【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20
一般社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】中島正愛

TEL.03-3456-2051 FAX.03-3456-2058

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

E-Mail: shiho@aij.or.jp